

「社会内処遇における新たな措置の導入」についての意見要旨

1 社会内処遇において必要と考えられる措置(新たな措置)の内容について

(民間施設等への通所の義務付け)

- 自助グループへの参加や支援施設への通所を特別遵守事項として設定可能とすべき。

(施設への宿泊義務付け・外出禁止)

【積極意見】

- 自立更生促進センター以外の施設での宿泊・指導や外出禁止を特別遵守事項として設定可能とすべき。

【消極意見】

- 仮釈放者と保護観察付執行猶予者とでは法的地位が異なり、後者に対して自由の制約が強い特別遵守事項を設定することは慎重であるべき。

(少年鑑別所等への居住の義務付け)

【積極意見】

- 遵守事項違反があった場合に特別遵守事項又は保護観察に付随する措置等として少年鑑別所等に数週間程度居住させるような仕組みを設けるべき。

【消極意見】

- 大きな自由の制限を伴うようなものを特別遵守事項として設定するのは許容されないのではないか。

(犯罪被害者の視点等を踏まえた特別遵守事項の義務付け)

- 被害者への損害回復を果たしていくための就労・行動に努めることを特別遵守事項として設定可能とすべき。
- 被害者との接触禁止や立入禁止に関する特別遵守事項について、更に拡大すべきではないか。

(刑の執行初期段階における被害者等心情伝達制度等の創設)

- 刑の執行初期段階において被害者等から心情や意見を聴取し、その心情等を踏まえた矯正処遇、仮釈放審理等を行う仕組みとすべき。

2 新たな措置を実施するための手続について

(現行法と同程度の特別遵守事項)

- 自助グループへの参加や支援施設への通所等、現行法の遵守事項と同程度の制限度合いのものは、現行法と同様の手続でよい。

(少年鑑別所等への居住の義務付け)

- 裁判所が特別遵守事項を設定する制度や、裁判所の事前承認を行う制度等、裁判所がより強く関与する制度を導入すべき。
- 現行法上も特別遵守事項の設定に裁判所も相当関与しており、どこが不十分であるのか。また、手続変更が現場に与える影響等も検討すべき。
- 仮に裁判所の判断が必要な制度にしても、裁判所が的確に判断をするための仕組みとできるのかが問題である。